報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

市立西中学校大規模改造建築工事(第3期工事)(ゼロ債務)変更請負契約の締結 について

令和4年11月29日提出

富士見市長 星 野 光 弘

専 決 処 分 書

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 工 事 名 市立西中学校大規模改造建築工事(第3期工事) (ゼロ債務)
- 2 施工場所 富士見市西みずほ台三丁目地内
- 3 履行期限 令和4年12月28日
- 4 請 負 金 額 226,666,000円
- 5 変更請負金額 222,924,900円
- 6 請 負 業 者 富士見市大字東大久保309番地

島田建設株式会社

代表取締役 島田 敏郎

令和4年10月25日

富士見市長 星 野 光 弘

印